医療機関各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　阿波市健康推進課長

産婦健康診査の償還払い制度について（依頼）

平素は、阿波市の母子保健事業にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。阿波市では、令和6年1月１日以降に出産された産婦が、徳島県以外の医療機関で「産婦健康診査」を受診される場合、償還払い制度にて健診費用の助成を行っております。

阿波市に住所を有する者が、「産婦健康診査」を受診された場合は、お忙しい中大変ご迷惑をおかけしますが、下記のように対応していただけますよう、よろしくお願いたします。

記

1.「産婦健康診査」について

（１）助成可能な回数と金額

　　　健康診査名：産婦健康診査

　　　助成回数：1回の出産につき2回まで

　　　助成対象：令和6年1月１日以降に出産した産後おおよそ１か月以内の産婦

　　　助成金額：1回あたり上限5,000円

　　※保険診療の場合は、対象となりません。

領収書と明細書には、産婦健康診査と保険適応外（自費）であることを明記してください。

（2）産婦健康診査内容

　　問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）

　　診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状況等）

　　体重・血圧測定

　　尿検査

　　エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

　　※その他、医師や助産師が必要と認める事項

2. 健康診査の結果記入について

　　阿波市産婦健康診査結果票（県外受診票）へご記入ください。併せて、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）のご提出もお願いいたします。産婦健康診査に要した費用は本人から徴収し、受診日毎に領収書を発行してください。領収書は、健康診査に要した費用が分かるようにご記入いただきますようお願いいたします。なお、保険診療した場合の自己負担や文書料は払い戻しの対象外となります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【連絡先】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　阿波市役所 健康福祉部 健康推進課 母子保健係

〒771－1695 阿波市市場町切幡字古田201番地１

電話　0883-36－6815　　　FAX　0883-36-5113